

2022年10月1日を跨いで休止制度を利用される方：

原則、2022年10月に新専門医制度へ移行することになりますが、2022年10月1日を跨いで休止する場合は、休止から復帰後、直近の9月30日までの休止期間を除いた専門医認定期間ごとに設定した単位数を取得し(下記表参照)、復帰後、直近の10月1日に新専門医制度へ移行していただきます(新専門医制度の認定期間は5年間)。

単位数が不足する場合は、新専門医制度移行後の5年間で不足している単位数を補っていただくことになります。

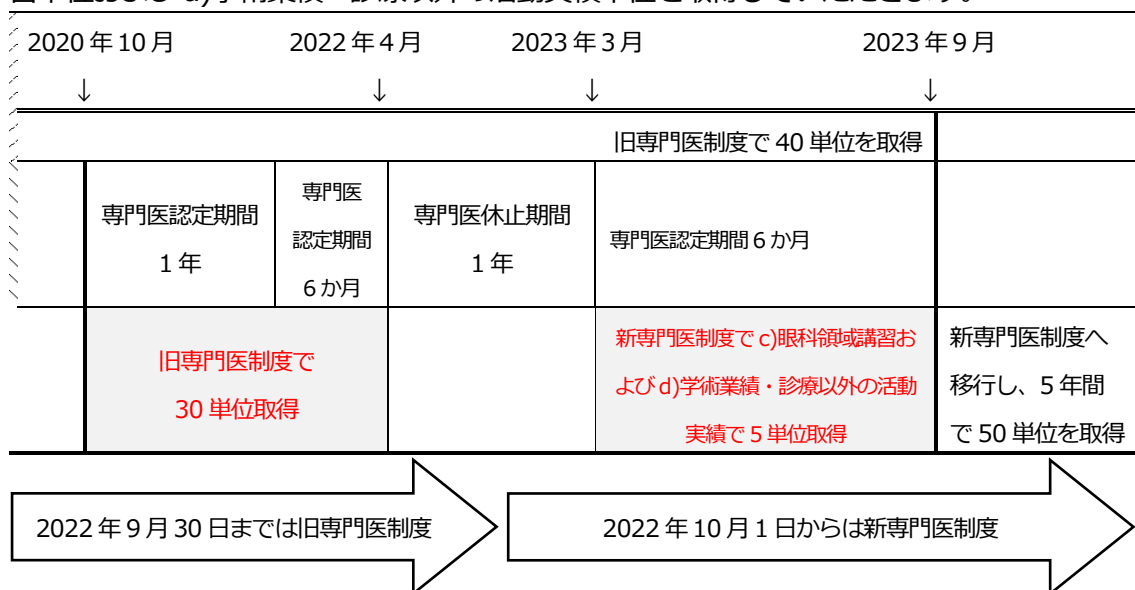
2022年10月1日を跨いで休止する方の取得単位数	
休止を除いた専門医認定期間	旧専門医制度の単位数
5年間	100
4年間	80
3年間	60
2年間	40
1年間	20
0年間	0

(例) 2020年10月に専門医更新(専門医認定)された方で、2022年4月から2023年3月までの1年を休止される場合、2023年4月の復帰後、直近の9月30日までで休止期間を除く専門医認定期間は2年間となります。したがって、2023年9月30日までに旧専門医制度で2年間分の40単位数を取得していただき、2023年10月1日から新専門医制度へ移行していただきます。

2020年10月		2022年4月		2023年3月		2023年9月	
↓		↓		↓		↓	
旧専門医制度で40単位数を取得							
専門医認定期間 1年	専門医認定期間 6か月	専門医休止期間 1年	専門医認定期間 6か月				
				新専門医制度へ移行し、5年間で 50単位数を取得			
↑ 2023年10月							

なお、旧専門医制度の単位は2022年9月30日までとなり、2022年10月1日以降は新専門医制度の単位となります。旧専門医制度では5年間で100単位を取得していただきましたが、新専門医制度では取得できる単位項目が旧専門医制度と異なり、かつ5年間で50単位を取得していただくこととなります。

上記の例で、2022年9月30日までに旧専門医制度で30単位しか取得できず、残り10単位を2022年10月1日以降の新専門医制度の単位で取得する場合、休止から復帰した2023年4月1日から2023年9月30日までの間に新専門医制度で5単位(旧専門医制度の10単位の半分)を取得していただくこととなります。なお、新専門医制度のc)眼科領域講習単位およびd)学術業績・診療以外の活動実績単位を取得していただきます。



専門医資格が4月更新で、2022年10月を跨いで休止する方：

休止から復帰後、直近の3月31日までの休止期間を除いた専門医認定期間ごとに設定した単位数を取得し(上記表参照)、復帰後、直近の10月1日に新専門医制度へ移行していただきます(新専門医制度の認定期間は5年間)。なお、単位が不足する場合は、新専門医制度移行後の5年間で不足している単位を補っていただくこととなります。

また、新専門医制度移行直前の4月～9月の半年間は新専門医制度の専門医として特別に認定することとし、この半年間の単位の取得は必要ございません。